

東京都交通局財産管理運用委員会への付議を省略できるものについて

制 定	平成7年11月10日 7交経第744号
一部改正	平成11年3月29日 10交総第2271号
一部改正	平成14年11月11日 14交総第1366号
一部改正	平成16年12月28日 16交資第1400号
一部改正	平成18年12月26日 18交資第1497号
最終改正	平成21年2月23日 20交資第1876号

東京都交通局財産管理運用委員会規程第3条ただし書に基づき、同委員会への付議を省略できるものとして、次に掲げるものを指定する。

記

第1 行政財産の使用許可又は普通財産の貸付けで次に掲げる場合

- 1 道路、児童遊園その他公共用に供するため、国又は地方公共団体に300平方メートル未満の土地を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 2 次の工作物設置のため、土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。
 - (1) 郵便ポスト、電話ボックス（建物内に公衆電話を設ける場合を含む。）、携帯電話・PHS無線基地局、電柱（送電塔を除く。）、電線（光ファイバーケーブルを含む。）及び電灯
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これに類するもの並びにガス整圧器、変圧塔及び排流施設
 - (3) 防火貯水槽その他災害防止又は保安上の施設
- 3 当局において施行する工事の請負人が、その工事の用に供するため、土地、建物又は工作物を必要とする場合に、当該土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 4 国、地方公共団体又は当局の事務・事業を補佐し、又は代行する団体が施行する工事について、当該団体又は工事の請負人が、その工事の用に供するため、土地、建物又は工作物を必要とする場合に、当該土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 5 隣接する土地の所有者又は使用者が、その土地を利用するため、使用させ、又は貸し付けることがやむを得ないと認める場合で、1年以内の期間を限って、土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 6 当局事業の施行に伴い、土地の提供（地上権の設定、契約による貸付けを含む。）をした者に対し、土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 7 当局に寄付する物件の築造又は設置のため、土地、建物又は工作物を使用させ、又は貸し付けるとき。

- 8 災害その他緊急の必要により、3か月以内の期間を限って使用させ、又は貸し付けるとき。
 - 9 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより、地方公共団体の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場、投票所及び開票所のため、土地、建物及び工作物を当該選挙管理委員会に使用させ、又は貸し付けるとき。
 - 10 主として職員の利便に供するため、食堂、売店又は理髪店等を経営させる目的をもって建物を使用させ、又は貸し付けるとき。
 - 11 労働組合本来の活動の用に供するため、建物を1年以内の期間を限って使用させ、又は貸し付けるとき。
 - 12 自動販売機、掲示板、現金自動支払機又は現金自動預入支払機、売店（可動式）、店舗（固定式）、コインロッカー、航空券の券売機その他乗客等の利便性向上に著しく寄与すると認められる物件を設置させる目的をもって、土地、建物又は工作物の一部を使用させ、又は貸し付けるとき。
 - 13 当局事業の施行に伴う代替地を、その売払契約締結後代金納入までの間、被補償者に貸し付けるとき。
 - 14 その使用目的から判断して、使用期間が6か月を超えないものであるとき。
 - 15 東京都交通局財産管理運用委員会の議を経て使用許可又は貸し付けた土地、建物又は工作物について、同一条件でその更新を行うとき。
 - 16 1年以内の期間を限って使用させ、又は貸し付けた土地、建物又は工作物について、同一条件で使用許可又は貸付けの更新を行うとき。
 - 17 前各号のほか、100平方メートル以下の土地を使用させ、又は貸し付けるとき。
- 第2 第1の1から4まで及び6から14までに掲げる使用許可又は貸付けについての使用料又は貸付料の減免をする場合
- 第3 普通財産を行政財産に分類変更する場合
- 第4 普通財産の売払いで次に掲げる場合
- 1 土地の形状又は付近の状況により一宅地をなさない土地を、隣接する土地の所有者又は使用者に売り払うとき。
 - 2 当局事業の施行に伴う代替地を、被補償者に売り払うとき。
- 第5 第1から第4に掲げる場合のほか、東京都交通局財産管理運用委員会の議を経て決定された処理方針に基づき具体的措置を講ずる場合
- 第6 都市計画決定に係る事業用地及び借受けに係る権利等を用途廃止し、その事業者に売り払うとき。